

建設コンサルタント業務の競争入札に係る最低制限価格の設定について

地方自治法施行令第167条の10第項及び新潟市契約規則第12条第1項の規定により最低制限価格を設けて行う競争入札について、品質が確保出来ないような低価格の入札を排除するため、建設コンサルタント業務に範囲を拡大し、下記により取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

記

1 最低制限価格を設けることが出来る対象

競争入札により建設コンサルタント業務の請負契約を締結する場合で、市長が指定したもの。

2 施行期日

平成20年8月12日